## 公 告

## 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、令和2年11月27日から令和3年3月29日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和2年11月27日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 クスリ岩崎チェーン下関菊川店 所在地 下関市菊川町大字上岡枝761の1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
有限会社メイプル	下関市菊川町大字吉賀653	田中 和顯

- 3 変更に係る事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

事 項	変更前	変更後	
大規模小売店舗において小売 業を行う者の開店時刻	株式会社岩崎宏健堂 午前9時30分	午前9時	
来客が駐車場を利用すること	午前9時から	午前8時30分から	
ができる時間帯	午後9時30分まで	午後9時30分まで	

- 4 届出年月日 令和2年11月17日
- 5 変更年月日 令和 2 年12月 1 日